

学校開放施設利用申請書の記入について



申請にあたっては、「実施要領」「利用上の注意事項」を熟読され、同意のうえで手続き願います。

【■記入前に確認していただきたいこと！】

1. 利用できるのは、恵庭市に居住・通勤・通学する10人以上の団体です。ただし、未成年者だけで利用することは、できません。
なお、市内居住者等がメンバーの7割以下の団体については、他の団体と希望が重複したときは、ご希望に添うことができない場合がありますので、ご了承ください。
2. 前年度利用において問題のある団体については、他の団体と希望日・学校が重複した際にご希望に添えない場合や、利用をお断りする場合があります。
3. 利用は、原則として週1回とさせていただきます。なお、場合によっては、他の団体との調整や全・半面利用の調整をさせていただく場合がありますのでご了承ください。
4. 小・中・高校生が、部活（クラブ活動）で利用することはできません。
5. 屋外スポーツ種目の団体で、雨天時のための体育館確保による申請はできません。
6. 夏季間、練習場所が確保されている屋外スポーツ競技の団体並びに複数種目で活動を希望する団体については、冬季間のみの利用をお願いします。
7. 体育館を半面ずつ異なる種目の団体で利用する際、危険度等の関係から組み合わせられない場合があります。
8. 申請書及び名簿に記載の個人情報については、市、管理員、学校などが当事業に関する業務にのみ使用いたします。

【申請書の提出に関すること】

1. 年度当初に申請される場合は、申請書を前期（4月～9月）と後期（10月～3月）各1部ずつ、並びに団体名簿1部を提出してください。
2. 年度内に追加申請する場合は、申請書のみ提出してください。
3. 年度途中で新規申請する場合は、上記①または②と同様となります。

【申請書の記入に関すること】

1. 利用される団体には番号（「No.」）を付けており、年度が変わってもその番号は変わりません。新規登録の場合は、こちらで番号を付与します。
2. 「団体名」欄の団体名には、必ず「フリガナ」を付けるようお願いします。
3. 人数は、名簿と一致するよう確認してください。
4. 「団体名」欄の種別には、団体の構成形態を以下より選び、コード番号を記入してください。なお、「02 大学・専門学校等」「03 市内企業等」については、団体名を記載した空スペースに、学校名・企業名を記載してください。

- | | |
|---|-------------------------|
| ①恵庭市スポーツ協会加盟競技団体に登録している団体（サッカー協会、ミニバレー協会、バスケットボール協会、空手道連盟など）⇒ | 01 体協登録団体（高校生以上） |
| ②市内の大学・専門学校等として活動している団体⇒ | 02 大学・専門学校等 |
| ③市内の企業等に勤務する者が主体となって活動している団体⇒ | 03 市内企業等 |
| ④上記①～③に該当しない高校生以上の任意の団体⇒ | 04 クラブ（高校生以上） |
| ⑤上記①～④に該当しない高校生以上の団体⇒ | 05 その他（高校生以上） |
| ⑥恵庭市スポーツ少年団本部に登録している団体⇒ | 教育総務課（教育委員会）へ申請をお願いします。 |
| ⑦上記⑥に該当しない、恵庭市スポーツ協会加盟競技団体に登録している中学生以下が主体の団体（サッカー協会、新体操協会など）⇒ | 12 体協登録団体（中学生以下） |
| ⑧上記⑥～⑦に該当しない中学生以下が主体の任意の団体⇒ | 13 クラブ（中学生以下） |
| ⑨上記⑥～⑧に該当しない中学生以下が主体の団体⇒ | 14 その他（中学生以下） |

5. 「団体名」欄の種目には、団体が行う競技種目を記入してください。なお、以下に表示されている競技種目については、コード番号を記入するだけでかまいません。

001 サッカー	002 軟式野球	003 テニス	004 陸上競技	005 硬式野球	006 ホッケー
007 アイスホッケー	008 卓球				
101 ミニバスケットボール	102 ミニバレー	103 バドミントン	104 バレーボール		
105 ソフトバレーボール	106 バasketボール	107 フットサル	108 フロアボール		
201 剣道	202 空手道	203 ボクシング			
301 一輪車	302 バトントワリング	303 新体操	304 YOSAKOI	305 大縄跳び	

6. 「代表責任者」「副責任者」には、緊急な場合でも市(健康スポーツ課)と連絡・調整が可能であり、また団体の管理指導ができる方をお願いします。

申請書提出後は、団体宛文書の送付や、中止等の利用に関する連絡などをすべて代表責任者(緊急で連絡が取れない場合は副責任者)と行います。

①連絡先の電話番号は、必ず記載してください。

②メールアドレスをお持ちの方は、必ず記入してください。

※主に緊急の中止等に関する案内を送付していますが、P Cのアドレスを記載の方には、文書等も送付いたします。

※携帯電話の迷惑メール対策を設定されている方などは、以下からの受信ができるように設定を変更願います。「@city.eniwa.hokkaido.jp」

③「02 大学・専門学校等」で登録の際、代表責任者は、顧問等の学校関係者の方としていただきますよう、お願いいたします。

④例年ですが、中学生以下を対象とした団体では、年度当初申請時と年度の利用開始後で役員が変わってしまうことがあり、緊急時の対応で支障が出ています。基本登録事項に変更があったときは、速やかに変更の届出を提出いただきますとともに、引継ぎも確実に行っていただきますようお願いいたします。

7. 利用期間は、年度の4月～翌年3月末までとなります。「希望日程」欄の記載は、以下のとおりです。

①年間通して利用希望される場合、「前期申請書」へは「令和7年4月～令和7年9月」、「後期申請書」は「令和7年10月～令和8年3月」と記入してください。なお、前・後期いずれかのみの場合も同様です。

②各期の最初から利用されない場合、または終了月が確定している場合は、開始・終了の月を記入してください。例：「令和7年4月～令和7年6月30日」

8. 「第1・第2希望」欄の「面」に関して、体育館全面を希望する場合は「全面利用」を丸で囲み、体育館半面だけを希望する場合は、「半面利用」を丸で囲んでください。

①「バドミントン」「ミニバレー」「ソフトバレー」で利用する場合、一般的に小学校では3面、中学校では4面が利用可能です。

■例えば、3面張ることができる体育館で、1面だけを希望する場合は「半面利用」となりますが、2面以上希望する場合は「全面利用」となります。

■同様に、4面張ることができる体育館で、2面以下を希望する場合は「半面利用」となりますが、3面以上を希望する場合は「全面利用」となります。

②「バレーボール」で使用する場合、一般的に小学校では1面(2面の学校もあり)、中学校では2面が利用可能です。

■例えば、2面張ることができる体育館で、片方の1面だけを希望するのであれば「半面利用」となりますが、2面希望する場合は「全面利用」となります。

また、コートが1面設定の体育館を利用希望する場合、「全面利用」となります。

■「9人制男子バレーボール」を利用希望される場合は、恵明中学校にて「全面利用」となります。

③「テニス」を利用希望される場合は、恵み野旭小学校にて「全面利用」となります。

問合せ先	恵庭市保健福祉部健康スポーツ課 恵庭市緑町2丁目1-1(えにあす2階) TEL 0123-25-5727(直通) FAX 0123-25-5720
------	---